

長崎県立大学特別聴講学生規程

〔平成20年4月1日〕
規程第60号

改正 平成23年9月16日規程第42号

改正 平成27年3月3日規程第51号

改正 令和2年3月24日規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）第56条及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第44条の規定に基づく特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 特別聴講学生となることができる者は、他の大学又は大学院等（外国の大学及び短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の学生で、本学と協議の整った他大学等の学長が推薦するものとする。

2 前項の協議は、次に掲げる事項について、学長が行う。

- (1) 学生の身分取扱い
- (2) 履修科目及び単位数
- (3) 対象となる学生及び人数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 履修期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

一部改正 [平成27年規程第51号]

(受入時期)

第3条 特別聴講学生の受入時期は、第1学期又は第3学期の始めとする。

一部改正 [令和2年規程第47号]

(志願手続)

第4条 特別聴講学生となることを志願する者（以下「特別聴講志願者」という。）は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（別記様式）
- (2) 他大学等の学長の推薦書
- (3) 健康診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

(受入)

第5条 特別聴講志願者の受入については、学長が決定する。

一部改正 [平成27年規程第51号]

(受入手続及び受入許可)

第6条 前条の決定に基づき通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する受入手続を完了した者に対して、受入れを許可する。

一部改正 [平成27年規程第51号]

(特別聴講学生証の交付)

第7条 特別聴講学生に対しては、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生は、特別聴講学生証を常に所持しなければならない。

(在学期間)

第8条 特別聴講学生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、在学期間延長願を学長に提出し、許可を得て在学期間を延長することができる。

(履修手続)

第9条 特別聴講学生は、履修を許可された科目の履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 特別聴講学生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、学則第30条第2項及び第33条並びに大学院学則第20条及び第22条の規定に基づき、これを行う。

3 前項の規定により単位修得を認定した者には、単位修得証明書を交付することができる。

(学業成績の報告)

第11条 学長は、特別聴講学生の成績評価及び単位授与について当該特別聴講学生の所属する他大学等の学長に報告することができる。

(聴講料)

第12条 特別聴講学生は、所定の期日までに、聴講料を納付しなければならない。ただし、大学又は大学院間において単位互換に係る協定を締結し、当該協定に基づき特別聴講料を相互に不徴収とされた特別聴講学生については、これを徴収しないことができる。

2 前項の規定に関わらず、長崎県公立大学法人授業料等徴収規程（平成17年規程第27号）第7条第3項の規定に該当する特別聴講学生は、聴講料に代えて授業料を納付しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

一部改正 [平成23年規程第42号]

(準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則その他学生に関する諸規程は、特別聴講学生にこれを準用する。

(許可の取消し)

第14条 特別聴講学生が、学則、大学院学則若しくは諸規程に違反したとき又は疾病その他の事由により履修する見込みがなくなったときは、学長は、その許可を取り消すことができる。

一部改正 [平成27年規程第51号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月16日規程第42号）

この規程は、平成23年9月16日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第51号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規程第47号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。